

2006年に成立した 主な法律改正

制度調査部
堀内勇世

【要約】

2006年にも、多くの法律が改正された。

ここでは、「消費者契約法の改正」、「証券取引法等の改正（金融商品取引法の成立）」、「消費生活用製品安全法の改正」、「信託法等の改正」、「貸金業法等の改正」を取り上げる。

はじめに

成立日	主な法律改正
2006年5月31日	消費者契約法の改正
2006年6月7日	証券取引法等の改正（金融商品取引法の成立）
2006年11月29日	消費生活用製品安全法の改正
2006年12月8日	信託法等の改正
2006年12月13日	貸金業法等の改正

1. 消費者契約法の改正

< 正式名 >

「消費者契約法の一部を改正する法律」

< 成立日 >

2006年5月31日

< 公布日 >

2006年6月7日（官報号外第129号）

< 施行日 >

2007年6月7日

< 概略 >

消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める、消費者団体訴訟制度を導入。

< 参照 HP (執筆時) >

<http://www.cao.go.jp/houan/164/index.html>

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16405054.htm

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>

2 . 証券取引法等の改正 (金融商品取引法の成立)

< 正式名 >

「証券取引法等の一部を改正する法律」

【関連する整備法】

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

< 成立日 >

2006 年 6 月 7 日

< 公布日 >

2006 年 6 月 14 日 (官報号外第 135 号)

< 施行日 >

「概略」を参照。

< 概略 >

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法 (名称は証券取引法のま ま)	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	2006 年 7 月 4 日
2. 証券取引法 (名称は証券取引法のま ま)	TOB 制度の見直し 1) いわゆる 1 / 3 ルールの取扱い明確化 (脱法行為への対応) 2) 買付者が競合する一定の場合につい ての TOB の義務化 3) TOB 条件の変更等の柔軟化 4) 意見表明報告書等の義務化 5) 全部買付義務の導入	2006 年 12 月 13 日
	大量保有報告制度の見直し 1) 重要提案行為等目的の場合に特例報告 の適用を認めない	2006 年 12 月 13 日
	2) 特例報告の頻度を多くする (原則 3 ヶ 月ごと 原則 2 週間ごと) 3) EDINET 提出の義務化	2007 年 1 月 1 日 2007 年 4 月 1 日

3. 証券取引法 「金融商品取引法」 に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 「金融商品取引業」に対する規制の整備（登録制、販売・勧誘規制など） 集団投資スキームに関する包括的な定義規定（開示規制など） プロ・アマ区分の整備 取引所における自主規制機能の独立性確保 など	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	内部統制報告書の導入 四半期報告制度の整備 など	同上 （ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定）

< 参照 HP (執筆時) >

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/index.html>

< 参照レポート >

レポート名	執筆者	作成日
TOBの撤回・条件変更の柔軟化 ～金融商品取引法シリーズ-40～	横山 淳	2006.12.14
TOB規制の範囲の細則 ～金融商品取引法シリーズ-39～	横山 淳	2006.12.14
TOB見直し、12月13日施行 ～金融商品取引法シリーズ-38～	横山 淳	2006.12.8
大量保有の共同保有者についての政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-37～	横山 淳	2006.10.27
大量保有の変更報告書提出事由の政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-36～	横山 淳	2006.10.26
大量保有の特例報告基準日についての政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-35～	横山 淳	2006.10.25
大量保有報告と重要提案行為の政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-34～	横山 淳	2006.10.20
TOBの開示拡充に関する政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-33～	横山 淳	2006.10.19
TOB期間の政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-32～	横山 淳	2006.9.29
TOBの撤回・条件変更の政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-31～	横山 淳	2006.9.29
TOB規制の範囲についての政省令案 ～金融商品取引法シリーズ-30～	横山 淳	2006.9.21
金融商品取引業とは？ ～金融商品取引法シリーズ-29～	横山 淳	2006.8.18
特定投資家（プロ・アマ区分） ～金融商品取引法シリーズ-28～	横山 淳	2006.8.15
ファンドに対する短期売買規制 ～金融商品取引法シリーズ-27～	横山 淳	2006.8.9
組織再編成に伴う開示義務 ～金融商品取引法シリーズ-26～	横山 淳	2006.7.25

内部統制報告書の導入 ～金融商品取引法シリーズ-25～	横山 淳	2006.7.21
有価証券報告書等の「確認書」提出義務化 ～金融商品取引法シリーズ-24～	横山 淳	2006.7.21
四半期報告書の法制化 ～金融商品取引法シリーズ-23～	横山 淳	2006.6.27
T O B、大量保有報告書の見直しに関するQ & A ～金融商品取引法シリーズ-22～	横山 淳	2006.6.19
金融商品取引法、可決・成立 ～金融商品取引法シリーズ-21～	横山 淳	2006.6.8
集団投資スキームの規制 ～金融商品取引法シリーズ-20～	横山 淳	2006.6.6
集団投資スキームとは？ ～金融商品取引法シリーズ-19～	横山 淳	2006.5.30
金融商品取引業協会 ～金融商品取引法シリーズ-18～	堀内勇世	2006.5.29
株式会社形態の取引所の主要株主規制の強化 ～金融商品取引法シリーズ-17～	堀内勇世	2006.5.25
金融商品取引法の下での有価証券の範囲 ～金融商品取引法シリーズ-16～	横山 淳	2006.5.24
金融商品取引法の基本構造 ～金融商品取引法シリーズ-15～	横山 淳	2006.5.24
取引所株式の上場に関する規制 ～金融商品取引法シリーズ-14～	堀内勇世	2006.5.18
取引所の自主規制機能の独立性確保 ～金融商品取引法シリーズ-13～	堀内勇世	2006.5.15
金融商品取引所へ ～金融商品取引法シリーズ-12～	堀内勇世	2006.5.9
大量保有報告制度の見直し ～金融商品取引法シリーズ-11～	横山 淳	2006.5.8
相場操縦などに対する罰則強化 ～金融商品取引法シリーズ-10～	堀内勇世	2006.4.28
証券取引等監視委員会の権限強化 ～金融商品取引法シリーズ-9～	堀内勇世	2006.4.26
T O Bに全部買付義務を導入 ～金融商品取引法シリーズ-8～	横山 淳	2006.4.26
金融商品取引法の概要Q & A ～金融商品取引法シリーズ-7～	横山 淳	2006.4.21
T O Bの買付条件変更等の柔軟化 ～金融商品取引法シリーズ-6～	横山 淳	2006.4.18
見せ玉規制の強化 ～金融商品取引法シリーズ-5～	堀内勇世	2006.4.14
T O B期間の延長 ～金融商品取引法シリーズ-4～	横山 淳	2006.4.6
T O Bの意見表明報告書と対質問回答報告書 ～金融商品取引法シリーズ-3～	横山 淳	2006.3.30
市場内外にまたがる取引もT O B規制の対象に ～金融商品取引法シリーズ-2～	横山 淳	2006.3.30
証券取引法等改正法案と投資サービス法の関係 ～金融商品取引法シリーズ-1～	横山 淳	2006.3.20

3 . 消費生活用製品安全法の改正

< 正式名 >

「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」

< 成立日 >

2006年11月29日

< 公布日 >

2006年12月6日（官報第4478号）

< 施行日 >

公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日とされている。

< 概略 >

(1) 重大製品事故についての報告義務	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づける。
(2) 主務大臣による公表	主務大臣は、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止のため必要と認めるときは、製品の名称、事故の内容等を公表する。
(3) 関連事業者の責務等	小売事業者、修理事業者、設置工事事業者に対して、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを責務として求める。 販売の事業を行う者に対して、製造・輸入事業者が命じられた回収等危害の発生及び拡大を防止するための措置へ協力すること等を求める。

< 参照 HP (執筆時) >

<http://www.meti.go.jp/intro/law/index.html>

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

< 参照レポート >

「消安法改正案による製品事故の報告義務づけ～ちょっとキーワード7～」（堀内勇世、2006.10.26作成）

4 . 信託法等の改正

< 正式名 >

「信託法」

【関連する整備法】

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

< 成立日 >

2006年12月8日

< 公布日 >

2006年12月15日（官報号外第281号）

< 施行日 >

公布日から1年6月以内の政令で定める日から施行される。

ただし、自己信託については、施行が1年先送りされる。

また、目的信託についても、公益を目的とするものを除いては、別の法律で定める日までの間、信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎や人的構成を有する者として政令で定める者以外を受託者として定めることはできないとされている。

< 概略 >

第一に、信託契約の自由な設計を可能としている。例えば、受託者固有の財産と信託財産との取引等の制限の緩和、忠実義務に関する規定の合理化、受託者の第三者への信託事務の委託に対する制限の緩和などが図られている。

第二に、信託制度に関する信頼性確保のために、制度整備を行っている。例えば、受益者の損害推定規定や違法行為差止請求権の創設、受託者の帳簿等の作成・保管義務の強化、受益者の多数決による意思決定の許容など、受益者の権利行使に関するルールが整備されている。また、受託者を監視・監督する信託監督人制度等が創設されている。

第三に、信託の利用形態の多様化に対応するために、制度整備を行っている。例えば、「受益権の有価証券化」を一般的に可能とし、信託の併合・分割の制度を創設している。また、限定責任信託（受託者の履行責任の範囲が信託財産に限定される信託）、自己信託（委託者が自ら受託者となる信託）、目的信託（受益者の定めのない信託）といった、新しい種類の信託を創設している。債務が積極財産を上回る信託や「事業の信託」も可能となる。

< 参照 HP（執筆時） >

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan35.html>

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16405083.htm

< 参照レポート >

レポート名	執筆者	作成日
信託法・信託業法改正法案参議院で審議開始 ～ 84年ぶりの大改正、自己信託なども導入～	吉井一洋	2006.11.30
信託法改正の要綱試案公表 ～ 信託法の抜本改正案を提示～	吉井一洋	2005.7.29

5 . 貸金業法等の改正**< 正式名 >**

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」

< 成立日 >

2006年12月13日

< 公布日 >

2006年12月20日（官報号外第285号）

< 施行日 >

「概略」を参照。

< 概略 >

	公布の日	-
	公布から1ヵ月後から、施行	無登録営業や超高金利（109.5%超）の貸付の罰則強化等
	公布から1年以内の政令で定める日から、施行	「貸金業の規制等に関する法律」の名称を「貸金業法」に変更 貸金業協会の自主規制機能強化 行為規制の強化～貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止 等 業務改善命令（行政処分的一种）の導入
	から1年半以内の政令で定める日から、施行	貸金業の参入の際の最低純資産額を2千万円以上に引上げ 貸金業務取扱主任者の資格試験制度の創設 業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組み（指定信用情報機関制度）の整備
	から2年半以内の政令で定める日から、施行（公布から概ね3年を目途）	貸金業の参入の際の最低純資産額を5千万円以上に引上げ 試験に合格した貸金業務取扱主任者を営業所に設置することを義務付け 総量規制の導入～借り手の返済能力の調査を義務付け ～返済能力を超えた貸付の禁止（ex. 原則、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付） 上限金利の引下げ 【グレーゾーン金利の廃止】
	から2年半以内	から2年半以内に、総量規制や金利規制などにつき検討を加え、その検討結果に応じて必要な見直しを行う旨の規定が存在する

< 参照 HP（執筆時） ><http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>**< 参照レポート >**

レポート名	執筆者	作成日
貸金業法等改正法の成立 ～グレーゾーン金利廃止等の改正法の成立～	堀内勇世	2006.12.14
貸金業法等改正案の概要 ～グレーゾーン金利廃止等の法案、国会提出～	堀内勇世	2006.11.9
グレーゾーン金利 ～ちょっとキーワード6～	堀内勇世	2006.9.14